

猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平委員会の委員の
サービスの宣誓に関する条例

平成12年10月17日 条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、公平委員会の委員（以下「委員」という。）のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、管理者の面前において、別記様式による宣誓書に署名捺印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員のサービスの宣誓について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

⑩